

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、現行の介護職員処遇改善加算を含めこれまでも何度かの取り組みが行われてきました。直近では、令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

介護職員等特定処遇改善加算

	職場環境要件項目	当法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援制度の導入や事業所が負担し、受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 各種研修受講については、役職職員・中堅職員・一般職員と計画的に育成を行っている。
	研修の受講や、人事考課制度の導入	O-JT, OFF-JT, SDSの研修形態を体系的かつ一体的に実施・また人事考課と連動し人材育成を行っている。

労働環境・ 処遇の改善	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	介護ソフトを導入することにより各部署情報を一括管理する。又タブレット等の端末を整備し、記録の簡素化、情報の共有化をすることにより、業務の連携・効率化を図っている。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の充実	仕事と子育ての両立を促し、育児休業やシフト上の配慮をしている。また、事業所内に子ども用スペースを開放している。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	チャレンジシートを利用した目標達成、業務内容やケア内容の改善の為に、各人随時ミーティングを行っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	各種事故対応マニュアルや緊急時対応マニュアルを整備し、責任の所在を明確にしている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、全館全面禁煙及び屋外喫煙場所の確保、職員休憩室を確保している。ストレスチェックに於いて高ストレス者希望による産業医問診等に取り組んでいる。
その他	中途採用者に特化した人事制度の確立	勤務シフトの配慮、短時間勤務等の調整を図る。各人のレベルに合わせた研修体制を取っている。
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	無理のない業務プログラムを各人に作成するとともに、他の職員もその内容を共有して協働を図っている。 勤務シフトの配慮、短時間勤務等の調整を図っている。
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	毎年開催される施設のフェスタ等に、地域住民を招待して交流を図っている。地元の中学校や高校への職員の講師としての派遣や出前授業を行っている。